

## 答申第3号

「第三者からの意見等に関する保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

### 栃木県個人情報保護審議会

#### 第1 審議会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成19年8月22日決裁の回議書『保有個人情報の開示について』」（以下「本件回議書」という。）に記載されている保有個人情報について、部分開示決定により非開示とした部分のうち、次に掲げる部分を除き、開示すべきである。

- ・財団法人〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）の事故に関する対応方針に係る情報（以下「本件対応方針」という。）が記載されている部分

#### 第2 異議申立人の主張要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成19年10月23日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、「平成18年8月31日、平成19年6月14日、6月15日のやりとり及び観光交流課・人事課における△△についての記述があるもの全て。ただし、情報開示済のものは除く。」に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、平成19年12月21日付けで条例第19条第1項の規定に基づき部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件異議申立ての趣旨は、本件処分により非開示となった〇〇及び□□市（以下「市」という。）の意見に係る情報が記載されている部分を全部開示するよう求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

ア 県が行う事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれは全くない。

イ 開示しないことにより、個人の権利利益を侵害しているおそれがある。

ウ 傷害事件に係る重大な記述がなされている可能性がある。

なお、実施機関の開示決定等理由説明書に対する意見提出及び口頭による意見陳述の機会を設けたが、主張等はなかった。

#### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

##### 1 異議申立ての対象保有個人情報について

本件処分の対象となる保有個人情報、平成19年6月22日の異議申立人からの保有個人情報開示請求に対して、〇〇及び市の意見を聞いた上で、「平成18年8月31日の出張に関する復命書」（以下「部分開示復命書」という。）を部分開示決定とした本件回議書に記載された保有個人情報である。

本件回議書には、部分開示復命書の開示についての〇〇及び市の意見書、これら意見書に対する実施機関の検討内容を記載した書面並びに請求者（異議申立人）等への通知の案が添付されている。

本件回議書に記載された情報のうち、本件対応方針並びに〇〇及び市の意見に係る情報が記載されている部分を非開示とした。

本件対応方針は、部分開示復命書において非開示とした部分を転記したものであり、また、〇〇及び市の意見に係る情報は、実施機関が部分開示復命書を開示することについて、条例第23条第1項の規定により〇〇及び市に意見照会し、提出を受けた意見書（以下「本件意見書」という。）に記載された〇〇及び市の意見並びに当該意見に対する実施機関の検討に関する書面（以下「本件検討書面」という。）に記載された〇〇及び市の意見の概要に係る情報である。

## 2 非開示情報該当性について

本件対応方針は、部分開示復命書において条例第15条第3号に該当するとして非開示とした情報と同じであり、栃木県個人情報保護審議会が平成20年4月17日の答申で当該非開示を妥当と認めているから、条例第15条第3号に規定する非開示情報に該当する。

本件開示請求を受け、新たに〇〇及び市に意見照会を行ったところ、両者から本件意見書の開示には支障があるとの回答を得た。このことから、提出者から開示は支障がある旨の回答を得ている本件意見書及び本件意見書の意見の概要が記載されている本件検討書面を開示することは、県の個人情報保護に関する事務について、今後、大いに支障を及ぼすことが考えられる。よって、〇〇及び市の意見に係る情報は、条例15条第7号に規定する非開示情報に該当するため、非開示とすることが妥当と認めるものである。

## 第4 審議会の判断理由

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 対象保有個人情報

実施機関は、本件回議書のうち本件意見書、本件検討書面及び市への通知の案に記載されている保有個人情報について、条例第15条第3号（法人等に関する情報）に該当するとして、本件対応方針を非開示とし、同条第7号（事務又は事業に関する情報）に該当するとして、〇〇及び市の意見に係る情報を非開示としている。

異議申立人は、〇〇及び市の意見に係る情報が記載されている部分を全部開示するよう求めており、本件対応方針を非開示とした部分については、異議を申し立てていないが、当審議会において、本件回議書に記載されている保有個人情報を見分したところ、本件対応方針は、〇〇及び市の意見に係る情報の中に含まれて記載されていることが認められた。

したがって、本件異議申立ての対象となる保有個人情報は、条例第15条第3号に該当するとして非開示とされた本件対応方針を含む同条第7号に該当するとして非開示とされた〇〇及び市の意見に係る情報である。

## 3 具体的な判断

### (1) 対象保有個人情報の内容について

当審議会において、本件回議書に記載されている保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした〇〇及び市の意見の内容は、各書面の記載部分ごとに、次のとおりであった。

#### ① 本件意見書（〇〇分）

- (1) 支障がある部分欄 部分開示復命書に記載されている本件対応方針の転記
- (2) 支障がある理由欄 〇〇の事故に対する認識及び本件対応方針を開示されると支障がある理由

#### ② 本件意見書（市分）

- (1) 支障がある部分欄 部分開示復命書に記載されている自治体名及び本件対応方針の転記
- (2) 支障がある理由欄 本件対応方針の転記及び本件対応方針を開示されると支障がある理由

#### ③ 本件検討書面

本件意見書（〇〇及び市分）に記載された支障がある理由の概要及び市の意見に対する実施機関の判断

#### ④ 市への通知の案

自治体名及びそれを開示とした理由

### (2) 条例第15条第3号の該当性について

条例第15条第3号では、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人に関する情報であって、同号イ又はロに掲げるものについては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除き、非開示とすることを定めており、同号イでは、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非開示とすることを定めてい

る。

当審議会において、本件回議書に記載されている保有個人情報を見分したところ、本件意見書に記載されている本件対応方針は、部分開示復命書に記載した〇〇の事故に関する異議申立人からの苦情に対する〇〇の今後の対応方針を転記したものであることが認められた。

本件対応方針は、外部からの主張や要求等に対する今後の対応方針として〇〇が意思決定したものであり、相手方に伝えるか否かや、伝えるとした場合の伝える時期及び内容については、〇〇の意思に任せられるべき情報である。このような情報を、第三者である県が一方的に開示することは、〇〇が主体的に行おうとする相手方との交渉等の事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、〇〇の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第15条第3号イに該当するものと判断する。

なお、本件回議書に記載されているその他の〇〇及び市の意見に係る情報は、部分開示復命書において開示されている情報又は部分開示復命書の非開示理由において既に明らかにしている情報であることから、条例第15条第3号に該当するものとは認められない。

#### (3) 条例第15条第7号の該当性について

条例第15条第7号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示とすることを定めている。

実施機関は、本件開示請求を受け、新たに〇〇及び市に意見照会を行ったところ、両者から本件意見書の開示には支障があるとの回答を得たことから、本件意見書及び本件意見書の意見の概要が記載されている本件検討書面を開示することは、今後、県の個人情報保護に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると述べている。

しかしながら、実施機関は、開示決定等理由説明書、意見聴取等においても、なぜ、本件意見書等を開示することが県の個人情報保護に関する事務の遂行に支障を及ぼすのか、具体的な理由を述べていない。また、本件意見書の提出の手続きの根拠である条例第23条第1項の規定は、実施機関が開示決定等の判断の参考資料とするために第三者から意見聴取できる旨を定めたものであり、第三者から反対意見書が提出された場合においても、実施機関は、その意見に拘束されるものでないことは、条例の趣旨から明らかであり、意見書の内容に条例第15条各号に該当する情報が記録されている場合であればともかく、前述した条例第15条第3号イに該当する情報を除いては、部分開示復命書において開示されている情報又は部分開示復命書の非開示理由において既に明らかにしている情報であって、条例第15条第7号に該当するものとは認められないものである。

## 4 結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年2月27日	・ 諮問書（平成19年12月21日付け部分開示決定に対する異議申立てについての諮問）を受理
平成20年4月18日 （第24回審議会）	・ 審議（経過等説明）
平成20年5月12日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成20年5月16日 （第25回審議会）	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成20年6月27日 （第26回審議会）	・ 異議申立人の意見陳述
平成20年7月18日 （第27回審査会）	・ 審議
平成20年9月5日 （第28回審議会）	・ 審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業	備 考
青 木 楊 子	医師	
太 田うるおう	弁護士	
島 田 好 正	宇都宮海星女子学院高等学校長	会長職務代理者
菅 谷 春 美	連合栃木女性委員会顧問	平成20年4月まで
横 島 章	宇都宮大学名誉教授	会 長